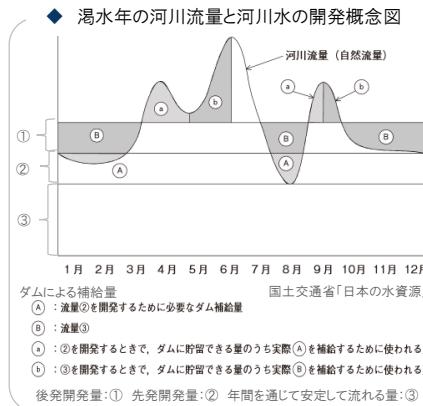
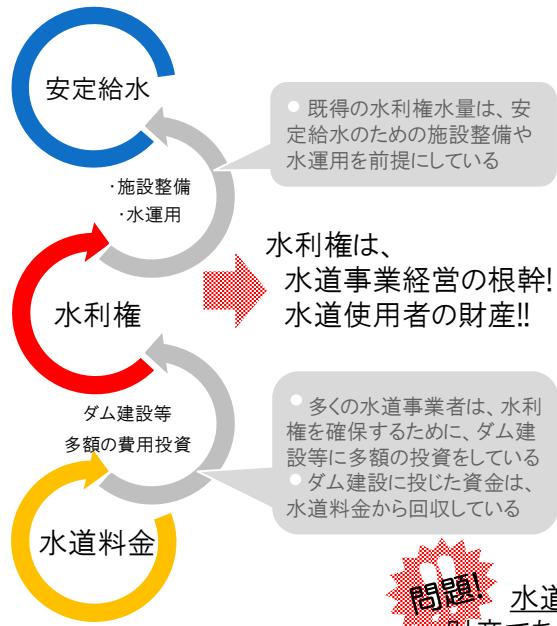


## 水利権制度の柔軟な運用について

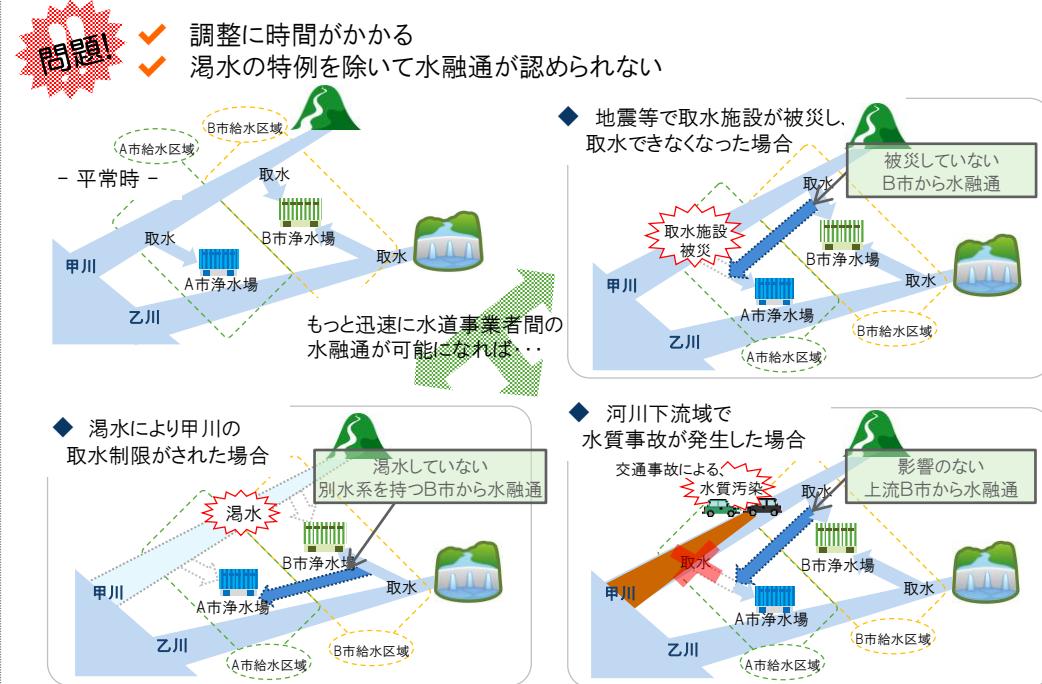
### 課題

- 水利権は、水道事業経営の根幹をなすものであり、また、水道使用者の財産とも言えるものである  
→ 給水人口の減少などにより給水量の減少が予想され、それに伴い水利権の減量が懸念される
- 現在の水利権制度では、渇水時の特例を除いて水融通は認められていない
- 水道事業における広域連携の形態が多様化し、水利権の問題も複雑化することが予想される

■ 水利権とは、河川の流水、湖沼の水などを排他的に継続して取水し、利用することができる権利のことであり、水道事業者は多額の費用を投じて水利権を確保するための水資源開発に参加してきている



■ 〈現状〉水の融通は、渇水時に、河川管理者及び利水者等からなる渇水対策連絡協議会の調整により、状況に応じて行う



水利権の許可に当たり、

- ・水需要見合いで「水利権の減量」がなされないよう配慮すること
- ・工事時等のバックアップ分を考慮した水量が得られるよう、または複数の取水地点がある場合に、開発水量の範囲内で相互補完が可能となるよう配慮すること

[要望事項(1),(3)]

**要望**

渴水時のみならず、地震等の災害時や大規模な水質事故時などにおいても、時間を要する水利使用許可の手続きを経ることなく、特例的に水道事業者間の水融通が可能となるよう配慮すること

[要望事項(2)]